

## 交付図書の訂正について

令和7年10月10日付けで入札公告を行った「東北自動車道 R8青森管内舗装補修工事」に係る交付図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、当社ホームページ掲載の交付図書についても、同日付で訂正したものに改めておりますので、再度、交付図書をご確認ください。

令和 7年11月17日

契約責任者

東日本高速道路株式会社  
東北支社長 梅木 秀郎

### 【訂正内容】

- ・特記仕様書

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

# 正誤表(1/1)

工事等件名)東北自動車道 R8青森管内舗装補修工事

対象	誤				
特記仕様書 33頁					
		(Y 1) 路面標示 J I S 規格型D 1 (Y 1)			
通行止規制B (青森道) (Y 1)	青森道 上下線 青森中央IC～青森 東IC	切削オーバーレイ工K II (t=4 cm) (Y 1) 路面標示 J I S 規格型B 1 (Y 1) 路面標示 J I S 規格型D 1 (Y 1)	19:00～翌6:00 (20:00～翌5:00)		
ランプ閉鎖規 制A (東北 道) (Y 2)	東北道 十和田 IC B ランプ	切削オーバーレイ工K II (t=4 cm) (Y 2) 路面標示 J I S 規格型B 1 (Y 2)	20:00～翌6:00 (21:00～翌5:00)		
<p>① 各単価項目に含まれる交通保安要員の配置場所及び人数については設計図に示すとおりとする。</p> <p>② 上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。</p> <p>③ ( ) 内の時間は、交通規制内の施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。 なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>					
<p><b>22-8-2 施工</b> 日々の施工終了時には、交通規制材を含むすべての資機材等を撤去するものとするが、連続車線規制及び監督員が資機材等の存置を認めた場合はこの限りではない。</p> <p><b>22-8-3 夜間巡回</b> 巡回内容 連続車線規制を実施する場合、規制実施区間の予告規制標識等の設置状況等を確認するため、車両による目視点検巡回を行うものとする。巡回時間は20時～翌5時までの間に、規制材保守等の交通監視員にて3回／日実施するものとする。 なお、巡回中に異常を発見した場合は、速やかに是正措置を行うものとする。 上記に要する費用は、交通規制工の契約単価に含むものとし、別途検測は行わないものとする。</p> <p><b>22-8-4 材料</b> 交通規制工に使用する規制機材は設計図に示すとおりとする。</p>					
33					
正					
		(Y 1) 路面標示 J I S 規格型D 1 (Y 1)			
通行止規制B (青森道) (Y 1)	青森道 上下線 青森中央IC～青森 東IC	切削オーバーレイ工K II (t=4 cm) (Y 1) 路面標示 J I S 規格型B 1 (Y 1) 路面標示 J I S 規格型D 1 (Y 1)	19:00～翌6:00 (20:00～翌5:00)		
ランプ閉鎖規 制A (東北 道) (Y 2)	東北道 十和田 IC B ランプ	切削オーバーレイ工K II (t=4 cm) (Y 2) 路面標示 J I S 規格型B 1 (Y 2)	20:00～翌6:00 (21:00～翌5:00)		
<p>① 各単価項目に含まれる交通保安要員の配置場所及び人数については設計図に示すとおりとする。</p> <p>② 上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。</p> <p>③ ( ) 内の時間は、交通規制内の施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。 なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>④ 連続車線規制の場合、日々の施工終了時に供用車線との段差は10cm以内としなければならない。</p>					
<p><b>22-8-2 施工</b> 日々の施工終了時には、交通規制材を含むすべての資機材等を撤去するものとするが、連続車線規制及び監督員が資機材等の存置を認めた場合はこの限りではない。</p> <p><b>22-8-3 夜間巡回</b> 巡回内容 連続車線規制を実施する場合、規制実施区間の予告規制標識等の設置状況等を確認するため、車両による目視点検巡回を行うものとする。巡回時間は20時～翌5時までの間に、規制材保守等の交通監視員にて3回／日実施するものとする。 なお、巡回中に異常を発見した場合は、速やかに是正措置を行うものとする。 上記に要する費用は、交通規制工の契約単価に含むものとし、別途検測は行わないものとする。</p> <p><b>22-8-4 材料</b> 交通規制工に使用する規制機材は設計図に示すとおりとする。</p>					